

ひかくほう

News
Letter

第59号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

新型コロナウイルスの感染拡大と法化社会の変容

—リアルな物理的対面空間 vs リモート&バーチャル手続—

日本比較法研究所 所長 伊藤 壽 英



はじめに

われわれの社会を取りまく状況が複雑化・グローバル化するにつれて、さまざまな問題が法的紛争の形で現れてきました（法化社会）。新型コロナウイルスの感染拡大は、グローバル化の負の現象とも捉えられ、進展しつつある法化社会に、いっそうの変容を迫るものと想像できます。

他の社会制度と同様、法制度もまた、物理的な対面空間を前提として、設計されています。たとえば、公開の法廷では、大勢の傍聴人の前で、検察官や弁護人が主張を戦わせ、証人尋問を経て、弁論を展開しています。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、密な空間は避けるべきであり、かつ、対面での応答は回避すべきだということになると、実際の裁判ではいろいろな問題が生じてきます。裁判官の再三の注意にもかかわらず、マスクを外したまま弁論を継続した事例が、日本でも報道されていますが、ドイツ・デュッセルドルフの裁判所法廷でも、距離の取り方や弁論について、裁判官が注意している様子が報告されています。このように、リアルの空間においては、関係者の健康被害が憂慮されるのであれば、今後は、なるべくリモートかつバーチャルな空間で、様々な手続を進めようという傾向になるのは当然です。

オンライン紛争解決の経験

新型コロナウイルス感染拡大以前に、たとえば、電子商取引においては、共通のプラットフォームで取引・決済だけでなく、紛争解決もオンライン上で完結する仕組みが組み込まれていました。また、国際仲裁の世界では、仲裁地と仲裁廷・仲裁実施場所の物理的所在が異なるだけでなく、オンライン仲裁という形で完結することも想定されています。

このようなオンライン紛争解決制度は、バーチャルな空間で実施されていても、リアルな物理的対面空間で行われた行為と同じような法的効果を得ることを目的にしています。そのために、それぞれの業界団体や国際仲裁機関は、技術仕様の要件を厳格にし、当事者のアイデンティティを確定する手段などを定めています。しかしながら、バーチャルがリアルと完全に同一となることがあり得ない以上、リアルを前提とする規範と衝突する場合が生ずることは避けられません。たとえば、はんこ社会のわが国では、電子署名が完全にはんこ代替するのは実際には困難を生じるでしょう。

他方で、アフター・コロナの世界では、リモート&バーチャルを前提とする、新たなリーガル・サービスが提供されつつあり、よりセキュリティが高く、利便性と効率性を競うことが始まっています。グローバルゼーションという現実と同様、リーガル・サービス市場からの圧力によって、リアルな物理的対面空間を前提とした制度・規範は変容を迫られることは疑いありません。他方で、リモート&バーチャルを実施するには、高度な技術インフラが必要とされるので、そのような仕組みにアクセスできない紛争当事者の扱いが問題とされるでしょう。

結語に代えて

今後は、リモート&バーチャルな空間を前提とする紛争解決制度の構築が必要となるとしても、われわれに残されているのは、行き先のわからない海図を彷徨うのに似た不安かもしれません。そうであればこそ、諸外国の例を参照しつつ、比較法研究の知見を共有することによって、社会との協働をはかる必要があります。本号がその一助になれば幸いです。

ロックダウン社会と絶対的な生命保護？

日本比較法研究所 所員 松原光宏

研究上の必要もあり、BBC 及び ARD/ZDF (独公共放送) のニュースプログラム視聴は、久しく当方の日課に属する。本年 (2020) 1月下旬より日々のトップニュースは、新型コロナウイルスの中国を中心としたアジアにおける拡大、船内感染が拡大した横浜「ダイヤモンド・プリンセス」号の状況、中国へとマスクを送ろうとする在米中国人の動向等であったが、3月上旬、ヨーロッパの雰囲気は急変する。2月にはドイツ・NRW州では、カーニバルの賑わいが伝えられた直後のことである。そして4月7日、本邦では新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下、特措法) に基づく緊急事態宣言である。新型コロナウイルス、COVID-19を取り巻く国家及び社会には、その解決の方向性は格別、公法学者にとっても看過できない普遍性ある問題が含まれ、今後、内外における学術出版が続くことは疑いを容れない。本稿では、個人的に研究上の関わり深いドイツを手掛かりに、なお流動的とはいえ、宣言解除後の時点 (2020/6/30) にて、推移を簡潔に整理しつつ、理解深化すべき問題を指摘しておきたい。

1. ドイツでは3月に入っても、ブンデスリーガの開催 (無観客試合) についての議論が続いていた¹⁾、連邦首相 A. メルケル及び各連邦州首相による共同記者会見 (12日・ベルリン) をもって、共和国の雰囲気は一変する (それまでは連邦保健大臣 J. シュパーンが専らメディア対応)。メルケルは、連邦州首相に加え、L. ヴィーラー・ロバート・コッホ研究所所長、H. クレーマー・(フンボルト大学) シャリテー病院長、Ch. ドロステン・フンボルト大学ウイルス学研究所所長、以上3名の医学者を伴って会場に現れると、ドイツは現在、感染者数急増を迎え、前例なき、極めて困難な状況に置かれている旨、強調し、最初のガイドラインとして、①感染症対応力 (特に ICU) 強化を目的とした一般の外来・手術の原則的無期延期、②大規模行事キャンセル、③大学夏学期の開始延期 (ベルリン州では結局4月20日へ)、④幼稚園及び学校閉鎖を告げたのである。続いて、連邦及び州政府間の合意に基づき、16日に「社会的コンタクト制限」のためのガイドラインが初めて打ち出されると、更に22日には12日のガイド

ラインの一層の拡大が図られた。“flatten the curve (感染拡大ペース緩和)”、公衆衛生用語がにわか人口に上ると共に、各連邦州による基本権制限が、ガイドラインに前後して投入された期間である。連邦法律として感染症予防法が制定されているが、連邦国家として、感染症制圧のための命令及び禁止を内容とする命令が各州政府に授権されている (同法32条1項)。例えば首都ベルリン州では、既に17日には「新型コロナウイルス SARS-COV-2のベルリンにおける蔓延阻止に必要な措置についての命令」が制定されていたが、22日の連邦及び州政府間の合意を受け、広範な「接触制限」 (同命令14条) を含む基本権制限が同日、急遽追加された。いわゆる「ロックダウン (シャットダウン)」社会のスタートである²⁾。州命令をもって、行事・集会の禁止 (連邦議会等は明文除外)、食料品、薬品等を扱う商店を除き、メッセ、劇場等も含め営業活動の禁止、レストラン (テイクアウト除外)、観光目的ホテル等の営業禁止、クリニックでの外来及び手術の原則延期並びに面会禁止、学校及び幼稚園閉鎖 (但し、親が医療関係者、警察官等いわゆる“systemrelevant (社会システムにとって重要)”な職業の場合、幼稚園の例外的受入を容認)、大学閉鎖及び対面教授 (Präsenzlehrebetrieb) 禁止等が明記された他、ベルリン市民には、在宅義務が定められた (同命令14条1項)。通勤、買物、ジョギング等は除外されるものの、公共空間の滞在に際しては、1.5mの社会的距離の確保が義務づけられ、州警察等からの要求があれば、滞在に法の定める理由のあることを示す必要がある (同命令14条2項)。(居住地記載のある) 住民登録票及び身分証明の携帯は必須となる (同命令17条)。当方が昨年春まで在外研究としてお世話になったフンボルト大学では、20日をもって“Präsenznotbetrieb”に移行、教育、研究及び行政の全てについて、大学棟における活動を原則停止する旨、S. クンスト学長の声明が出された。



1) 現時点では、1月下旬、バイエルン州・自動車関連企業における感染者が、ドイツ最初の COVID-19 感染例とされる。なお媒体の性質上、声明、法令、文献等の典拠引用がごく限られることについて、最初にお断りしたい。

2) 保護的措置条項 (感染症予防法28条) を適用、外出制限を先行実施した二地域 (Tirschenreuth/Freiburg) がある。ベルリン州政府命令改正の推移については、Vgl. <https://www.berlin.de/sen/justiz/service/gesetze-und-verordnungen/2020/>

州命令違反については最高2万5千€の制裁金が定められた(感染症予防法73条2項)。実は当初、その法的根拠は明確ではなかったが、連邦議会が急遽27日に成立させた「全国的規模における流行状況における住民保護を目的とする法律」をもって、感染症予防法は改正され、州政府に命令授権する同法32条1項は制裁金リストへの追加(同法73条1a項24号)を受けた。4月2日にはベルリン州命令も改正され、義務違反者には同額の制裁金を課しうることが明示された(同命令19条)。新たな住民保護法は、R・コッホ研究所の国の機関としての任務を明確化すると共に、連邦議会による「全国的規模における流行状況」の認定を前提に、連邦保健省に広範な規制権限を授与する³⁾。

ロックダウン社会のなか政府声明は続く。イースター休暇中も接触制限の遵守を求める声明(4月1日)の後、従来のガイドラインは5月3日まで原則維持される旨の声明(15日)⁴⁾が、各連邦州との電話協議に基づき連邦政府より出される。ベルリン州でも命令改正があり(21日)、遂に公共交通利用に繊維製マスク(Mund-Nasen-Bedeckung)着用が義務づけられたが(4次命令2条3項。ヨーロッパ人にとっては一種の文化革命?)、他方、800m²以下を基準とする商業施設再開、屋外集会(20名以下)についての条件付き例外的許可が定められた(第一次緩和)⁵⁾。30日の声明では、宗教活動の条件付き再開、子供用遊び場及び文化施設開放が決まった。5月6日の声明は、一つの市郡における感染者急増の場合には地域単位ロックダウン実施の余地を残しつつ、商業施設、学校及びレストランの再開について、26日の声明は、接触制限の6月29日までの延長について、各々定めたが、この頃から、“Lockerungsorgien”、命令制定権を有する各連邦州は — メルケルの意向に反し — 競うように緩和に着手する。独仏間等シェンゲン域内国境の暫定管理終了(6月10日)、検疫(14日間の自己隔離)緩和(15日)等、国境を越えた移動も再開される。もとよりベルリン州では

- 3) 感染症予防法及び住民保護法(5月19日2次改正)の詳細については、参照、山本真敬「COVID-19とドイツの法状況」ジュリスト1546号(2020)71頁、横田明美・阿部和文「ドイツにおけるCOVID-19(新型コロナウイルス感染症)への立法対応」JILISレポートVol.3 No.2(2020)1頁以下。泉真樹子「ドイツ新型コロナウイルス感染症対策関連法」、同「同(その2)」外国の立法No.283-2/284-1(2020)4頁,12頁以下。
- 4) 公共空間にて最低1.5mの社会的距離を保持する要請の他、PCR検査能力(一週間あたり65万人)増強、追跡アプリ(後の“Corona-Warn-App”)導入、介護施設等での孤立防止コンセプト考案、最終学年生徒を中心とする優先登校(5月4日)、衛生に配慮した、図書館、美容室及び商業施設(但し800m²以下)再開、宗教的行事の継続的禁止等が、主な内容をなす。

現在も、1.5mの社会的距離確保及び公共交通におけるマスク着用は義務である⁶⁾。

2. ロックダウンの当初は“Hamsterkäufe(買い占め)”も生じた。法学上最も問題となったのは「生命保護」を理由とした基本権に対する重大な制限であり、主要紙には著名な法学者の寄稿が続いた⁷⁾。例えば、当研究所とも関係の深いミュンスターからの指摘は、「社会を窒息させ続けるならば、国家は医療提供さえ不可能になる」(H. ヴィスマン)⁸⁾、「法的思考における例外状態」(O. レプシウス)⁹⁾というものである。レプシウス教授は、各州政府への命令授権(感染症予防法32条)は明確性の要請(基本法80条1項2文)に足りず、実際上自律的な命令制定権が生じている旨指摘する他、「生命保護」を抽象的に絶対視することはできず、パンデミック進行の抑制、医療制度への過剰負担(ICU不足)防止こそ、基本権の規制目的であると述べる¹⁰⁾。「絶対的な生命保護」については、W. ショイブレ・連邦議会議長が懐疑的意見を表明したが、レプシウス教授は更に、目的・手段相互の関係について、細分化及び時間的経過に配慮した、適合性及び必要性審査が行われず、包括的かつより強度な規制の優位、原始的な因果関係論(例えば商店を閉じればICU確保可能)が政治を支配していることについても、疑問視する。

- 5) その言動が高い関心を集めたのはウイルス学者、特にドロステン教授であり、インタビューからなるPodcasting(“NDR Info Corona Virus Update”)は現在50回を数える(当方も愛聴)。物理学博士・メルケルの場合は不思議ではないが、ドイツ政界には専門的知見がより強く受け入れられる傾向がある。国内最高のアカデミーとされる国立科学アカデミー・レオポルディーナ(ハレ)は、自然科学のみならず人文・社会科学の研究者も会員とするが、四度にわたる提言を行い注目された。ちなみにH. シュトレック教授(ボン)は最初のホットスポットとなった地域(NRW州Heinsberg)調査を元に、致死率0.37%、ドイツ感染者総数について暗数を含め約180万人と推定する。
- 6) 新法「SARS-CoV-2感染症予防命令」(6月23日)1条2項、4条1項1文に改めて規定。
- 7) 本稿引用の他、N. ヤンゼン、J. イーゼンゼー、G. リュッベ=ヴォルフ等著名な法学教授による寄稿がフランクフルター・アルゲマイネ、南ドイツ新聞等の主要紙に掲載された。当初は各地で過剰な法運用が見られ、例えば旧テンベルホフ空港跡地(ベルリン)では複数名で敷地に座り込むや排除されていた。
- 8) *Hinnerk Wissmann*, Gastbeitrag: Alle Macht dem Virus? in: FAZ v. 19.03.2020.
- 9) *Oliver Lepsius*: Vom Niedergang grundrechtlicher Denkkategorien in der Corona-Pandemie, VerfBlog, 2020/4/06. Vgl. *ders.*, Gastbeitrag: Warum lauert die Polizei Spaziergängern auf? in: FAZ v. 25.04.2020; *ders.*, Interview: “Wer über eine Corona-Diktatur redet, zeigt wenig Ahnung” in: Zeit Online v. 13.05.2020.

非生産的、“Flickenteppich (継ぎ接ぎ絨毯)”と批判される連邦州間の規制相違についても評価は積極的である。

「緊急事態の瞬間とは執行 (Exekutive) の瞬間である」、ドイツ基本法の緊急事態法改正を最初に試みた連邦内務大臣 G. シュレーダーの言葉 (1958) として知られる。緊急事態法は自然災害時の交通ルールのように見えるが、それは総体的な動員を目的とした「ほぼあらゆる全権を含む」(H. ベル)¹¹⁾。旧首都ボンにおける、(後の) ノーベル文学賞作家を含むこうした反対運動にもかかわらず、10年後、キージンガー大連立政権のもとで基本法改正、防衛上の緊急事態を定める Xa 章が編入され、両院議員からなる合同委員会をもって議会権限を行使する道が開かれた (基本法115e 条)。それから52年、パンデミック初期段階、連邦及び州間の (自然災害等) 援助規定 (同35条) 改正、連邦議会事務局では「緊急事態委員会 (Notausschuss)」設置について、各々検討されたようであるが、いずれも企画に留まった¹²⁾。連邦議会各会派は病欠者を相互に考慮 (“Gairing-Verfahren”)、その勢力に応じ本会議に出席している (議事規則改正により定足数は期限付きで総数四分の一以上に引き下げテレコミュニケーションも容認)。

現在の共和国の政治について、緊急事態法適用以上に危険であるとする意見もあるが、国法学者には、強い執行権の瞬間こそ重要とされる議会の機能は確保されており、基本権にとって危険な段階も脱したという見解が少なくない。特に後者については、連邦憲法裁判所が、集会禁止に対する仮処分命令を求める申立てを一部認める等¹³⁾、法の論理に基づいて、各連邦州も含め裁判所が基本権審査に乗り出してきたという認識が大きい¹⁴⁾。なお、緊急事態、例外的状態は、国家及び憲法の相互関係の考察にとって従

来から重要な手がかりである。今回、公衆衛生を理由に導入された国境の暫定管理が、EU の将来に深刻な傷を負わせたことは言うまでもない¹⁵⁾。この数ヶ月の非日常は、同時に、政治及び法を切り結ぶ制度としての国家の役割、「国家なき国法学」とも形容される、近年のドイツ国法学のあり方についても、再検討を促すであろう¹⁶⁾。

3. 今後の推移の予想は難しいが、以上の問題の多くは、その解決方向性は格別、本邦にあっても深めるべき問いであろう。協力要請 (特措法24条9項)・要請 (同法45条2項)・指示及び公表 (同法45条3・4項) のシステムを、営業禁止命令へと切り替える、在宅協力要請 (同法45条1項) の法的義務化 (地域単位の対応に必要) 等、特措法・同施行令改正の余地について報道されることもある。緊急事態憲法導入がその前提であるかの如き見解も見られるが、それは理論的にも時間的にも今回の主題とはなり得ず¹⁷⁾、規制目的 (医療制度への過剰負担防止) との間の合理的な関係、及び、むしろ (権利制限を授権・統制する) 議会の機能確保こそ重要である。議会を召集できる体制の維持が求められる。危機のさなか、大学は研究及び教育機関としての社会的役割をどう遂行すべきか、考えさせられる契機も少なくない¹⁸⁾。いずれ学術論文として改めて検討したい。

10) U. フォルクマン教授は更に発展させ、酸素呼吸器配分 (北部イタリアの事例) に由来する「命の選択」を回避、「尊厳ある生 (Leben in Würde)」の維持に議論の方向付けを求める。Uwe Volkmann, Gastbeitrag: Das höchste Gut, in: FAZ v. 01.04.2020. Vgl., ders.: Der Ausnahmezustand, VerfBlog, 2020/3/20.; ders., Interview: “Die Gesellschaft erobert ihre Freiheiten zunehmend zurück” in: SZ v. 30.04.2020.

11) Nobert Seitz, Alte Debatte mit Relevanz (2020.05.29). Vgl. < https://www.deutschlandfunk.de/notstandsgesetze-vor-52-jahren-alte-debatte-mit-relevanz.724.de.html?dram:article_id=477649 >

12) Christoph Möllers, Über den Schutz der Parlamente vor sich selbst in der Krise, VerfBlog, 2020/3/20.

13) BVerfG, Beschl. v. 15. 4. 2020 – 1 BvR 828/20. 公法に限らず重要な法改正や判決は急増、専門誌 “COVID-19 und Recht” (ベック) が創刊されている。

14) 食肉工場の大規模クラスター感染を理由に、二つの郡 (NRW 州) では再度のロックダウンが実施された (6月23日)。Ch. ヴァルトホフ教授は、行政裁判所の多くは、不明確、期間未定等を根拠に処分を取り消しており、「無防備な法治国家」とは言い難いとする (Interview, ZDF Heute Journal 2020/06/23)、上級行政裁判所 (NRW 州) は Gütersloh 郡のそれを包括性を理由に比例的でないとした (7月7日)。

15) ドイツは7月1日より理事会議長国、内実については予断を許さないが、救済ファンド (7500億€) は最初の試金石となる。

16) Thomas Vesting, Staatstheorie, 2018; Udo Di Fabio, Herrschaft und Gesellschaft, 2019; Alexander Thiele, Allgemeine Staatslehre, 2020等、方向性は格別、国家論を扱う書籍は既に続いている。もとよりドイツ国法学者協会学術大会 (10月・マンハイム) はナチ政権期以来の中止が決まった。

17) テーマから独立に考えるならば、規律困難な状況についても規律しようとする「ある種のリーガリズムの完全主義の表現」(Christoph Möllers, Das Grundgesetz, 2019, S. 76f.) であり、もし (究極には) 国家が法に優位すると考えるならば、その存在理由も問われる。

18) ドイツではハンドブックやコンメンタールは勿論、テキストも図書館に依存し勉強する学生が多い。ロックダウン以降、データベース急拡大、PDF 送付サービス導入等、フンボルト大学法学部及び図書館の奮闘ぶりは強い印象を残した。最後になるが、同様の努力をされた、本学比較法研究所事務室にも御礼申し上げたい。

コロナと向き合うドイツの法曹界！

客員研究所員 森 勇



1. 竹槍にかえて今度は「きずな」でコロナと戦え。あいも変わらぬ精神主義がまかり通るどこかの国を尻目に、ドイツは他国からの患者を受け入れるまでに余裕のあるICUを備えて対コロナ迎撃戦に突入した。心配も手伝って、何人かの友人などに「どうですか？」というメールを送った。沈着冷静な返事もあれば、うめきのような返信もあったし、「これまでマスクは体に悪いと言っていたのに、突然マスク着用と言いだし、あげくは、ないなら『台所のふきんで作れ！』とは、いい加減にしてほしい」と湯気を発したメールも返ってきた。

ドイツ人も我々と変わらないなと変に納得したりしているうちに、2019年10月に本研究所と日弁連の共催で開催したセミナー「弁護士損害賠償訴訟の現状と課題」のプレゼンター連邦通常裁判所判事 Gehrlein 氏から、同連邦裁判所の業務状況のスケッチとともに、「コロナ禍のもとでの民事訴訟」と題する論考が送られてきた。「早いな〜」である。ポイントは3点。弁護士サイドからみた期日・出頭管理と口頭弁論をどうするか、そしてリモートを利用した各期日の実施である。コロナで期日に出不入れの場合への対応策からは、逆に、ドイツの裁判所が、厳格な期日管理をしていることがうかがわれる。口頭弁論については、ドイツ民事訴訟法128条2項が、当事者の同意の下で口頭弁論なしに判決を下すことができると定めている。しかし、同氏は、緊急時だからとそれを推奨するのではなく、むしろ、真実解明により資する口頭弁論の意義に照らし、その利用を厳に同項の趣旨にかなう場合に限定するよう戒めている。安易に流れるな。我々へのメッセージでもある。リモートは、同法128条aにより特段の制限なくして可能ではある。なお、裁判所の書面のデジタル化は日本の遙か彼方を行っている。2018年9月から、裁判所の通知を弁護士はこのシステムで受信する義務を負っている。連邦弁護士法31条aに基づくbeA（弁護士特別私書箱）である。ただ、ドイツでのデジタル化の動きは、2013年から。一応まともに動くようになったのが2018年、全土で送信も含めた全面デジタル化が完成するのは2022年1月とされているが、定かではない。日本でも数年後にはスタートすると言われているが、ドイツで10年近くもかかったものが、そう簡単にできると考えるのは、民度でコロナ禍を乗り切ったと言うのと同様、安易にすぎよう。ドイツでネックとなったのは、信頼できる弁護士の電子署名システムの構築である。これが最優先ではないのだろうか。

2. 2017年4月に、日本弁護士連合会との共催で本研究所が開催した「日独弁護士職業法シンポジウム—弁護士の独立性と利益相反の禁止—」で報告をいただいた Wessels 氏が会長を務める、日本の日弁連に相当すると言ってよいドイツ連邦弁護士会のニューズレターは、弁護士の職業実践に関わる情報満載である。気になったコロナ関連記事をいくつかあげてみよう。まずは、「緊急事態だからといって、法治国家であることを忘れてはならない」という会長声明である。さすが、法治主義の守護者を自認する（弁護士職業規則1条）弁護士界の代表である。同じことは、コロナ追跡システムに対する警告にもあてはまる。「必要性は理解するが、安易な利用で個人情報をないがしろにするな」である。同じ注意喚起は、EUからも早い時期になされていた。わが国でも6月19日に「COCOA」が登場した。「匿名」だと言われても、穴のないシステムはないだろう。大量の感染者個人名がいつも簡単に流失した国である。信用しろと言われても、不安は残る。

コロナに感染・発症した場合、長期にわたり基本対外接触ができなくなる。そこで代理人をあらかじめ決めておこうという注意喚起が目飛び込んでくる。ドイツ人はやはり用意周到なのか、連邦弁護士法53条1項は、1週間以上職から離れるときは、代理人を定めよと規定する。日本ではどうしているのか、気になる。

最後に若い弁護士達に対し、「持続化給付金の申請ができる」とか、「弁護士の場合コロナの影響による収入減は後に顕在化するのだから、申請期間を延ばせ」と政府に申し込んだといった記事を見て、わが国の「即独」した若手は、と心配になった。元教員の性であろうか。

3. ドイツの法的問題処理機構のモットーは、「しっかりと機能する（Funktionsfähigkeit）」と「実効的権利保護（Effektives Rechtsschutz）」である。先の3月の Gehrlein 氏のメールには、連邦通常裁判所は、在宅勤務を進め、できる限り少人数で事務を行っていると言った。実際はどうだったか。連邦社会裁判所の若手判事 Körner 女史とドイツのコロナ震源地近くに事務所を構える旧知の弁護士 Henning

氏に、ドイツの裁判所の実情はどうか、簡単に教えてとメールをしてみた。すぐ返事をいただいたが、本一冊分を超えそうなリンクと添付のオンパレード。まず Körner 女史の返事の冒頭にあったのが、期日管理は憲法で保障されている裁判官の独立の下、各裁判官が判断すべき事項だとの指摘である。一斉延期を告げるわが国の裁判所の告知が司法行政の処分であるとしたら、ドイツでは即座に問題化しそうである。

裁判所の業務自体、現在ほぼ通常に戻ったようだが、やはりドイツの裁判所も3月中旬から数週間は、通常の事件のほとんどで期日を延期してきた。震源に近い区裁判所(簡裁類似)では、14日間の施設全面立ち入り禁止もあったようだが、それでも最上級審となる連邦裁判所も含め、必要に応じて粛々と期日を開いてきた。震源付近にいる Henning 氏から伝えられた3月における裁判官の期日延期の仕方は興味深い。5月から7月までに期日を入れたグループ、さしあたり期日は定めないとしたグループ、そして2021年に期日を入れるグループに分かれた。ある刑事裁判官は、8月の期日を2021年の中葉に延期したそうである。これも、善し悪しは別として裁判官の独立の一内容なのであろう。

期日を開くと問題となるのは法廷内での濃厚接触の回避、ソーシャルディスタンスの確保である。弁護士や証人がフェイスシールドをして在廷する。裁判官席をアクリル板で仕切る。連邦憲法裁判所は、先日初めてEU法に口を挟む裁判を下したが、その際ディスタンスを保つため裁判官席にいたのは5人だけ。本来8名構成なので、後の3人は別室でリモート。はたまた、日本ではおよそ考えられないが、法廷記者が裁判官席に座っている光景は、想像しただけでも「愉快?」。裁判官席はどこか。傍聴席の前に裁判官席を特設した。本来の裁判官席の幅ではディスタンスを保てないからである。ちなみにドイツの公式ディスタンスは1.5mだが、どういうわけか(すくなくとも震源地あたりでは)裁判所では2mが多いとのこと。いずれにせよ多くの期日が延期されたことから、ドイツの裁判官は、しばらくの間「期日の渋滞」に悩まされることになる。

前述のように、ドイツの民事訴訟法は、リモート期日を認めている。しかし、ほかの裁判権ではいまだ未導入だったようで、急遽導入されたところがある。頑張っている部分はあるものの、どこかと同じく「仏作って魂入れず」、施設不足が問題である。

人を集めないで、裁判所を回す。緊急事態宣言が発せられた際の特別手続を導入してはどうかという法案がすでに正式に提示されている。直訳すれば、疫病裁判所法。公開停止やリモート義務など、連邦弁護士会からのニュースレターが指摘しているように、問題が手続法の核心に触れることから、激しい議論が引き起こされると予想されている。

期日運営がもっとも問題となったのは、刑事手続である。わが国でも、4月15日、日弁連会長は「刑事裁判の期日延期等に関する会長声明」をだし、被告人の人権擁護を求めている。ドイツの刑事訴訟法では、公判の中断は、直接主義を貫徹すべく、そもそも3週間しか認められていなかった。3月28日、急遽、コロナ対策をとれない場合に限り、最高3ヶ月と3日間中断できるとする改正法が制定された。注意すべきは、公判中断期間だけではなく要件が厳格に定められていることである。また、民事事件などと同様に刑事事件でも、リモート公判が議論されているが、生の被告人・証人の顔をみられないのでは、正しい判断はできないという批判も多い。ドイツ弁護士協会主催のwebinarなどに参加してみて、やはり私もそう思った。「画像からは恋心を読みとれない」なお、日弁連会長の危惧のひとつ、つまり公判延期により拘留期間が長くなるという心配をする必要は、ドイツでは基本ない。なぜか。かつて司法省幹部に聞いた。「起訴されれば重罪でも保釈が原則」だからである。

4. 最後に裁判所の稼働状況に目を転じてみよう。5月末葉の連邦弁護士会のサイトから、すでに500件を超えるコロナ関連の裁判にアクセスできる。ドイツの裁判所は眠らない、眠らせてもらえない。大方は、コロナにともなう各種制限の【仮】の停止を求める行政訴訟である。ほかはどうか。さすがドイツ人は「しっかり?者」。社会保障特別給付として、マスク購入代金の支払いを求めた事件がある。棄却されたが、理由はかなり理屈っぽい。

憲法の番人である連邦憲法裁判所には、コロナをめぐって発令された諸措置の仮の執行停止を求める憲法抗告事件が一気に押し寄せている。その理由は、「コロナ関連の諸政令は、法治国家と民主制を侵害する」逆に、「コロナにともなう諸規制の取りやめ措置は、憲法で保護される生命の権利をおびやかす」子と親とから、「学校や学童保育施設などへの立ち入りを禁止するのは、人格権、法の下での平等そして職業の自由を侵害する」etcである。ほかにも、「コロナ禍のもと裁判所が公判の期日を延期しなかったのは、被告人の身体に不可侵の権利を侵害するから、指定決定を取り消せ」というものもある。

5. 内容もラフ。文章もラフ。ニュースだからとご容赦願いたい。また、裁判官が休暇に出かけるまでに平常化している現在の風景が、このニュースが出る頃には一変しているかもしれないが、まとめに一言。覗き見から、法曹がその人的資源の中核を構成するドイツの法的問題処理機は、法治国家の旗印の下、コロナ禍のもとでもそのエネルギーを失うことなく、むしろボルテージを高めているようにもみえる。狭い紙面でこの一端を伝えられたなら、レポーターとしては、「したり!」である。

コロナ危機下でのデュッセルドルフ地方裁判所・ 区裁判所訪問 (2020年5月28日)

日本比較法研究所 所員 秦 公正

< コロナの猛威とロックダウンによる機能停止 >

2020年6月初旬、ドイツはコロナ危機から「新たな正常 (Neue Normalität)」に戻りつつある。筆者は昨秋より、デュッセルドルフ大学法学部にて在外研究生活を送っており、同学部の Nicola Preuß 教授のご協力を得て、本年3月25日にデュッセルドルフ地裁の法廷・施設見学ならびに裁判官の方との懇談を予定していた。

しかし、3月上旬からドイツで猛威を振り始めた新型コロナウイルスの影響により、同月中旬には、ほぼ連邦全土でいわゆるロックダウン状態 (連邦制のドイツでは、中身が州によって異なる) となった。国境は封鎖され (ただし食料品などの物流はストップできないため国境管理で大渋滞が発生。また、渡航禁止直前に急遽日本へと帰国する知人もいた)、官公庁・店舗・学校などはほぼ完全に閉鎖、裁判所も機能を停止し、期日は当面延期、建物への入館も不可能となった (見学・懇談の予定も当然延期)。

4月下旬以降、段階的な制限緩和が進み、5月中旬、裁判所も約2ヵ月ぶりに再開されることになった。そこで、あらためて機会を得て、5月28日にデュッセルドルフ地方・区裁判所を訪れることができた。もちろん、「マスク着用義務」といわゆる「ソーシャルディスタンス (他人と1.5mの距離をとること)」の条件付きでの訪問である。

< デュッセルドルフ地方裁判所・区裁判所 >



デュッセルドルフ地方裁判所・区裁判所外観

現デュッセルドルフ地裁は約10年前に現在の場所に移転した (建物はグレー、透明感・新鮮さといった雰囲気では東京地裁立川支部に似ている)。そのため、設備はほぼ最新であり、1階の吹き抜けスペースでは、壁に据え付けられた開廷予定を表示する大きなディスプレイが目目を引く (なお、通常時はホームページ上でも開廷予定等を確認できる)。デュッセルドルフ市はドイツ中西部、オランダ・ベルギーと国境を接するノ르트ライン・ヴェストファーレン (Nordrhein-Westfalen) 州の州都であり、比較的多くの事件が集まっている。同地裁には現在約140名の裁判官が勤務しており、建物1階は刑事法廷、2

階は事務課、3階は民事法廷・図書室、4階以上が裁判官室となっている。

< コロナ危機下での裁判所・法廷運営 >



裁判所前にて (著者)

まず、地裁前で目についたのが「マスクの着用」と「距離をとれ! (Abstand Halten!)」との注意書きであった。入口の10mほど前から赤色パイルコーンとビニールテープで列が一般・関係者・職員別に分けられ、コーン毎に付けられた注意書きが繰り返し目に入る。デュッセルドルフ地裁では入館時に東京地裁 (本庁) 同様、手荷物検査を受ける必要がある。当日は来館者が圧倒的に少ない印象であったが、3つの列で検査機械が稼働していた。そして、係の者が来館者を「あなた1番へ」、「次の方2番へ」…と振り分けていく。なるべく列ができないように、また、人が1か所に集まらないようにと細心の注意が払われていた。

入館後は、広報担当で主に刑事事件を担当されている Elisabeth Stöve 判事に、4つの法廷 (いずれも刑事法廷。民事法廷は昨秋、個人で傍聴済み) を案内していただいた。日本と違い、傍聴席は床に固定されていない。傍聴スペースに動かせる椅子が適当に置いてあるだけである。現在は距離制限が適用されているため、すべての椅子に「1.5メートルの距離をとれ!」との紙が貼りつけられ、広めの空間にポツンポツンと配置されていた。驚いたのは2つ目の法廷である。入廷してすぐ高さ2メートルはあると思われる巨大なガラス板が目に入った。仮置きというわけではなく傍聴柵の上に据え付けられ、法廷との間を完全に遮っていた。ガラス越しに見える裁判官、参審員はお互いに距離を離して着席し、開廷中はマスクをはずして発言する。また、次に見た区裁判所の刑事法廷は、空間がとくに狭く、検察官、弁護士、被告



ソーシャルディスタンスの確保を求める看板 (自宅そばの店舗前にて)

人が裁判官等から距離をとるため、傍聴席に最も近いところに着席していたのが印象的であった。そして最後の法廷（閉廷中）では、裁判官席上にもお互いの間を遮るガラス板（こちらは70～80cmの高さ）が備え付けられていた。Stöve 判事によれば「もちろん、全部コロナの影響ですよ」とのこと。スーパーマーケットのレジ係と客の間、テレビニュースキャスター間の仕切り板などと同様、いまのドイツでは当たり前前の光景となっている。

< 司法修習の中断並びに図書室の十字架の意味 >

法廷見学後、さらに、司法修習のスペースと裁判所図書室を拝見した。同地裁では、この時期、本来なら約400名が司法修習を行っているそうである。しかし、コロナ危機により修習は中断されており、いまだ再開されていない。その隣には図書室があり、コンメンタール・体系書等が3メートルほどの高さの書架に整然と並べてあった。その際、Stöve 判事による説明で記憶に残ったのは、図書室の入口付近の壁に貼り付けられた大きな「十字架 (Kreuz)」のことであった。判事によれば、かつてデュッセルドルフ地裁の各法廷には十字架が据え付けられていたという。しかし、BVerfG（連邦憲法裁判所）の決定を受け、10年ほど前に各法廷から十字架がはずされ、今ではこの図書室にだけ存在している。ドイツでは、祝日の由来やニュース報道などで宗教（キリスト教）と社会とのつながりを強く感じるが、裁判とのつながり（過去の）もまた感じる瞬間であった。

< 判事（地裁副所長）との懇談 >

最後に1時間弱であったが、地裁副所長のKatrin Jungclaus 判事（Preuß 教授のゼミナールでお会いしたことがある）ならびにStöve 判事と懇談する時間をいただいた。限られた時間のなかで、主に3点についてお互いの理解を深めることとなった。

1. いわゆる Dieselskandal (フォルクスワーゲン・VW) 訴訟について

この週のはじめに、いわゆる排ガス値の不正操作に関するフォルクスワーゲン（VW）社に対する初めてのBGH（連邦通常裁判所）の賠償命令判決が出された。しかし、これは消費者センターが提起したMusterfeststellungsklage（日本の消費者被害回復裁判特例法による訴えに近い。こちらの訴訟は、200,000人以上の顧客が関係していたが、先ごろ和解で終了した）ではなく、1人の原告が自らの賠償請求権を主張して提訴した事件の判決である。たった1名が世界的な大企業を相手に5年間にわたり訴訟追行してきた事実に感服したが、両判事の反応は「ドイツでは個人が大企業相手に訴訟をするのはそれほど不思議なことではない。費用の面では弁護士保険も充実している」とのことであった。なお、下級審裁判所には、同様の訴訟が約60,000件係属しており、このBGH判決が与える影響は大きいであろう。

2. 訴訟件数の減少の要因について

約25年前、ドイツの地裁・区裁には年間200万件以上の通常民事訴訟が提起されていた（1995年は約

217万件）。しかし、それ以降長期的な減少傾向が続き、2018年時点の数字は約124万件である（約100万件減少！）。その主な原因はいったどこにあるのか。両判事からは個人的な見解として、好調なドイツ経済（とくに2009年の金融危機以降）、特に企業間紛争における仲裁手続の利用増加という点が挙げられた。後者の数は大きくないが、そのような変化の背景にはEUによる経済の統合の影響が大きいと考えられるとのことであった。

3. 訴訟手続のデジタル化

ドイツでは、法律により期限が設けられたことで訴訟手続のデジタル化が急速に進んでいる（例えば、弁護士が提出する訴状、準備書面、各種申立ての電子書類による提出は2022年1月1日以降義務となる）。いまは過渡期であり、両判事の話によれば、すでにほぼ完全に電子書類で事件処理をしている裁判官もいれば、従来の紙媒体と併用している裁判官もいる、とのことであった。個人的に気になるのは本人訴訟の扱いである。ドイツでは地裁以上では弁護士強制が採用されているので、そこでのデジタル化は統一的な進展が期待できる。しかし、弁護士強制を採らない日本において訴訟のデジタル化をどう考えるべきかである。ドイツでも弁護士強制のない区裁判所の手続について尋ねてみたが、本人訴訟の場合には、電子書類による提出義務は定められていないようである。

< 最後に一デュッセルドルフ地裁の感想 >

最後に、些末ではあるが、今回の体験ならびに昨秋に行った民事裁判傍聴で目に見えた裁判所（法廷）の違いを箇条書きにして、本体験記を終えたい。

- ・すべての法廷の入口横に電子パネルが設置され、事件、期日、裁判官、当事者、公開の有無等の情報が表示されている。
- ・すべての法廷に「窓」があり、法廷内が非常に明るく感じる（デュッセルドルフ地裁・簡裁の刑事法廷では必ず検察官が窓側に座るとのこと）。
- ・裁判官のみならず、検察官・弁護士も「黒の法服 (Robe)」を着用する。
- ・私が見た法廷（民事）には、傍聴席との間を区切るいわゆる「傍聴柵」がなかった。
- ・裁判長（民事）は小型ICレコーダーで期日の記録をとる（裁判長が各訴訟行為の都度、手にしたレコーダーに向かって話しかけて録音する。修正する場合は、その場で巻き戻して再生し、適切なところで止めてさらに吹き込む（本人尋問でもそれが行われていたが、問題はないのだろうかとかや疑問に感じた））。
- ・裁判官も一般人が利用する廊下を使用して入廷する（Stöve 判事によれば、法服を着て廊下を歩くことはないとのこと。日本との法廷構造の違いについてお話しすると「ドイツでは裁判官が日本やフランスほど守られていません」と笑いながら話されたのが印象に残った）。

(2020年6月10日脱稿)

コロナと高等研究教育の国際交流： プラットフォームとしてのICTのあり方を考える

日本比較法研究所 所員 佐藤 信行



はじめに

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的拡大は、世界の高等研究教育機関のネットワークにも、極めて深刻な打撃を与えている。筆者は、当研究所の常任幹事、法科大学院の国際交流委員長、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択された共同研究 (「アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究」) 代表、地域研究学会である日本カナダ学会会長等、いくつかの役割から、2019年度末から2020年度にかけて、相当数の研究者を海外から招聘し、また自分自身もいくつかの高等研究教育機関を訪問することとしていたが、そのすべてをキャンセルすることとなった。法科大学院がミドル・テンプル (ロンドン) と協力して実施している国際プログラムも、サマー・プログラム (外国法科大学院生等に英語で日本法を教える集中講座) も今年には実施できない。今秋から留学を予定している学部ゼミ生は、やむを得ないこととはいえ、先方のキャンセルも受け入れ承認もない不安定な状態に置かれている。

こうした中、少しずつではあるが、国境を越えた高等研究教育を発展的に維持するための努力が、とりわけICTを活用する形で始まっている。たとえば、多くの研究者が、ビデオ会議等のオンラインでの活動を行い、また今後の国境を越えた人の移動に備えたICTを利用した感染者との接触自動記録等を利用しはじめている。しかし、こうした新しい技術には、当然に新しい課題が伴うのであって、それが「国境を越える」場面で用いられる際には、特に注意が必要である。

そこで、本稿では、筆者の主たる比較法研究対象法域であるカナダを例として、持続可能な研究教育のプラットフォームとしてのICTをめぐる、2つの課題を紹介しておきたい。

ビデオ会議とプライバシー

第1は、ビデオ会議に際してのプライバシー上の課題である。カナダの連邦プライバシーコミッショナー (プライバシー保護を任務とする連邦オンブズマン) は、今年5月1日付けで「ビデオ会議-物理的距離を確保しつつ、個人情報はあなたの手元に」と題するブログ記事を公開した (<https://www.priv.gc.ca/en/blog/20200501/>)。そこでは、Zoom等のビデオ会議システムが普通に用いられるようになる一方で、「一人の人間の選択が、ビデオ通話に参加している全員のプライバシーに影響を与える可能性がある」ことを指摘し、11項目の注意を喚起し

ている。これらは、法的拘束力を伴うものではないが、カナダとのビデオ会議では事実上、遵守することが求められている。日本 (あるいは本学) では、あまり意識されていない点もあるので、以下にその概要を紹介する。

1. 利用するビデオ会議サービスに関するニュースをフォローし、プライバシーやセキュリティの脆弱性に関する記事を検討すること。
2. ビデオ会議サービスのプライバシーポリシーや利用規約を確認すること。
3. ビデオ会議サービスのアカウントを作成する際には、必ず固有のパスワードを使用すること。既存のソーシャルメディアのアカウントを使って新しいサービスに登録することは避けること。
4. 会議を非公開モードで開催するか、招待された参加者のみがアクセスできるようにし、ビデオ会議の告知をソーシャルメディアに公開しないこと。公開モードの際には、“Zoom bombing” (Zoom会議乱入攻撃) 防止策を講じること。
5. 可能ならば、パスワードによりビデオ会議を保護すること。特に健康情報等のセンシティブな個人情報扱う場合は配慮が必要である。不要な参加者が参加するのを防ぐために、各接続に個別のパスワードを設定すること。
6. ビデオ会議中に不必要に個人情報を開示しないこと。個人情報やプライベートな情報を扱う場合は、参加者が通話を録音できないようにすることを検討すること。
7. 着席場所に注意すること。背景に映っている人や物からの共有を回避すべき情報流出に注意すべきこと。
8. 他者に通話が聞こえる可能性に注意すること。ヘッドフォン装着や個室利用を検討すること。
9. 携帯電話、タブレット、コンピュータにビデオ会議アプリをインストールする場合は、利用条件を確認すると共に最新バージョンを用いること。開発者は定期的にアップデートをリリースし、ツールの機能を改善とセキュリティ上の脆弱性に対処していることに留意すること。
10. Webブラウザでビデオ会議に参加する場合は、他タブがない状態で新ウィンドウを開くこと。また、ビデオ会議中は、他のアプリケーションを閉じ、通知ポップアップ (新着メール等) を他の参加者等と共有しないようにすること。
11. スマートスピーカーやパーソナルホームアシス

タント (Alexa, Siri, Google Home 等) を使用している場合は、ビデオ会議中はオフにすること。オンであると、誤ってアシスタントを起動させ、通話が録音されるリスクがある。

本学では、Webex による会議を行う際、別途のパスワードを要求しない URL をシステムから参加者に送信することが、当たり前に行われている。また、授業用 URL は manaba や Cplus を経由して履修者に広く共有し、これを利用する場合にはパスワードを要求しないことが多い。こうした設定は、上記 4 と 5 に抵触している。また、10 や 11 についても、日本ではあまり意識されておらず、実際に、情報流失の可能性が生じている。国境を越える情報通信については、法的な規制とは別に、こうした現場での小さな価値観の違いが大きなトラブルにつながる人が多い。オンライン国際学会等に際しては、十分な注意が必要であろう。

接触追跡アプリとプライバシー

第 2 に、カナダでは、連邦・州・準州のプライバシーコミッショナーが、接触追跡アプリケーションのプライバシーリスクに関する共同声明「公衆衛生を支え、国民の信頼を構築する：接触追跡及び類似アプリに関するプライバシー原則」(2020年5月7日 https://www.priv.gc.ca/en/opc-news/speeches/2020/s-d_20200507/) を発している。これは、直接には、アプリを製作し利用を推奨するカナダ連邦・州・準州政府に対する注意喚起であるが、実質的には、ソフトウェア開発者に対するガイドラインでもあり、海外の類似ソフト (日本の接触確認アプリ「COCOA」を含む) を利用しようとするカナダ人への注意喚起でもある。今後、世界各国が外国人の入国を再開・拡大する中で、電子的手法による追跡を推奨し、又は要請するようになると、それぞれの法域ごとのアプリのプライバシー侵害リスクへの考え方の差が、円滑な人の移動の障害になる可能性が否定できない。カナダがいち早く、この点に係る原則を示したことは、日本も参考とすべきものといえよう。以下がその概要である。

まず共同声明は、「現在、カナダ国内及び世界のいくつかの法域で検討され、又は既に実施されている対策の一つに、公衆衛生ツールとしてのスマートフォン・アプリの利用がある。これらのアプリの多くは、ウイルスのさらなる拡散を防ぐために、接触の追跡を目的とするか、又は、COVID-19 の感染が確認されている若しくは感染者である可能性が高いと評価されている人の近くにいたことを通知することを目的としている。」「コミッショナーは、これらのアプリケーションがプライバシーに大きなリスクをもたらすが故に、共同声明を発することが重要であると考えた」と、この共同声明の目的を明らかにする。その上で、既存のプライバシー保護法制には、デジタル環境に適した適切な対応を提供できないも

の含まれることから、最低限、政府が遵守すべき原則 (principles) として次のことを要求している。同意と信頼：アプリの使用は任意であるべきこと。

政府が高いレベルの透明性確保と説明責任を果たすべきこと。

法的権限：手段には明確な法的根拠が必要であり同意は形式的なものであってはならないこと。個別の公衆衛生上の目的のために、各同意が必要であること。個人情報、情報通信サービス提供者や他機関がアクセス可能であってはならず、また強制的に利用されてはならないこと。

必要性と比例性：手段は、必要性と比例性の要件を満たすこと。すなわち、科学的根拠に基づき、特定の目的のために必要であり、その目的に整合しており、効果の蓋然性があるものでなければならない。手段の正統性を判断するに際しては、政府は以下の点を考慮すべきである。

・必要性・比例性・効果・最小限の侵襲性

目的の制限：個人情報は、意図された公衆衛生上の目的のために使用されなければならない、それ以外の目的のために使用されてはならないこと。

匿名化：目的達成に不可欠な場合を除き、匿名化され、又は集計されたデータを使用すべきであること。位置情報の場合には、個人特定のリスクが高まる可能性を考慮しなければならない。

時間制限：例外的手段には時間制限が必要であること。この間に収集された個人情報は、危機が収束し、アプリケーションが廃止された時点で破棄されるべきである。

透明性：政府は、例外的措置が適用される根拠と条件を明確にすべきであること。

説明責任：政府は、これらの計画の有効性に関する継続的なモニタリング及び評価計画を策定公表し、特定の時間軸内で評価報告書を公表することを約束すべきこと。またプライバシーコミッショナーの監視を認めるべきこと。アプリケーションの有効性が証明できない場合は、これを廃止し、収集された個人情報は破棄されるべきである。

保護措置：適切な法的・技術的なセキュリティ上のセーフガードが設定されるべきこと。

日本の「COCOA」は、公開されているシステム仕様書によれば、そもそも個人を特定する情報を収集しないとされているので、これらの原則のほとんどを満たしていると考えられるが、セキュリティ上の脆弱性等を検証する等の透明性と保護措置確保については、今後も課題となる。

おわりに

上では、カナダを対象に、持続的な研究教育交流のプラットフォームとしての ICT をめぐる課題の一端を紹介したが、本研究所のネットワークは、全世界に広がっている。このような調査自体がさらに他法域についても求められる所以である。

「Japón. Una visión jurídica y geopolítica en el siglo XXI」(21世紀の日本の法学的及び地政学的展望) 出版記念セミナーの開催について

日本比較法研究所 所員 目賀田 周一郎

2017年度より、日本比較法研究所に共同研究グループ「スペイン語圏法と日本法の比較研究」を設置し、メキシコ国立自治大学 (UNAM) 法律研究所との共同プロジェクトとして、双方の研究者が日本の法制度をスペイン語により紹介する書物の出版を目指し活動を開始しました。当初、出版は2018年中を予定していましたが、UNAM側の作業の遅れもあり、2019年上半期を含む2年半に渡る共同作業を経て、2019年9月、「Japón. Una visión jurídica y geopolítica en el siglo XXI」(21世紀の日本の法学的及び地政学的展望)として同研究所より出版されました。中央大学側からは、この共同研究グループから12名のメンバーが執筆者として参加し、伊藤所長には序言を寄稿頂きました。この出版を記念し、10月30日及び31日、UNAMにおいて出版記念セミナーが開催されました。同セミナーには、メキシコ側14名とともに、共同研究グループから5名のメンバーが報告者として参加し、外交と国際法、憲法、行政法、刑事訴訟法及び国際人権法の5分野について、報告を行い、当該分野を専門とするメキシコ側研究者との間で比較法的観点から活発な質疑が行われました。今後は、それぞれの分野ごとに共同研究グループメンバーとメキシコ人研究者との交流が期待されるとともに、UNAMのスペイン語圏における影響力を考慮すれば、広くスペイン語諸国の日本法研究者・学生にとり有益な基礎的文献として活用されることが期待されます。



UNAM 法学研究所にて。左から3人目がコーディネーターのオロペサ博士。中央、高瀬寧メキシコ駐箚特命全権大使。

出版記念セミナー

Japón. Una visión jurídica y geopolítica en el siglo XXI 出版記念セミナー (於:メキシコ市、国立メキシコ自治大学) (2019年10月30日~31日)

報告者及びテーマは以下のとおり。

佐藤 信行 日本法の歴史と日本国憲法
目賀田周一郎 国際法と日本外交・・・歴史と背景
北村 泰三 人権と難民法

亘理 格 日本の行政法
中野目善則 日本の刑事訴訟法



目賀田より「国際法と日本外交」の報告を行いました。

刊行物: Coordinador: Arturo Oropeza Garcia (アルトゥロ・オロペサ・ガルシア編)

「Japón. Una visión jurídica y geopolítica en el siglo XXI」(21世紀の日本の法学的及び地政学的展) Instituto de Investigaciones Jurídicas, Universidad Nacional Autónoma de México (UNAM)

本文献は、電子図書として下記 UNAM のサイトでも閲覧及びダウンロード可能です。

<https://biblio.juridicas.unam.mx/bjv/detalle-libro/5850-japon-una-vision-juridica-y-geopolitica-en-el-siglo-xxi>

中央大学側執筆者及び担当部分

森 光: Historia y naturaleza jurídica del derecho japonés. / 佐藤信行: Visión general de la Constitución política en Japón. / 亘理 格: El derecho administrativo de Japón / デルナウア、マーク: La Ley Civil / 只木 誠: Introducción al derecho penal japonés y algunos problemas particulares / 中野目善則・柳川重規: Código de Procedimientos Penales / 野田 博: Ley de Sociedades Mercantiles. / 猪股孝史: El Código de Procedimientos Civiles. / 堀江亜以子: Leyes sobre la propiedad intelectual. / 目賀田周一郎: Derecho internacional y diplomacia de Japón: historia y antecedentes. / 北村泰三: La Ley de Refugiados y la práctica en Japón: una visión crítica



メキシコ側からも14名の執筆者が報告。参加者約60名

所員会の開催について

2020年6月19日(金)、第29期第2回所員会がオンライン会議システムを利用して開催され、所員人事、共同研究メンバーの追加変更等について審議されました。

新任所員紹介

新たに5名の先生方を所員にお迎えしました。



小島 千枝 (こじま ちえ)
博士(法学)(中央大学)、J.S.D. (Yale University)。武蔵野大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻教授を経て2019年10月より法学部教授。専門は国際法学



一ノ澤 直人 (いちのさわ なおと)
修士(法学)(中央大学)。西南学院大学法学部教授を経て2020年4月より法学部教授。専門は商法。



佐伯 仁志 (さえき ひとし)
東京大学大学院法学政治学研究科教授を経て2020年4月より法務研究科教授。専門は刑法。



土屋 武 (つちや たけし)
修士(法学)(中央大学)。新潟大学法学部・大学院現代社会文化研究科准教授を経て2020年4月より法学部准教授。専門は公法(憲法)。



前田 太郎 (まえだ たろう)
修士(法学)(早稲田大学)。愛知学院大学法学部准教授を経て2020年4月より法務研究科准教授。専門は民法、不法行為法。

2020年度の研究体制について

◇メンバー

名誉研究所員 20名、研究所員 104名
客員研究所員 12名、嘱託研究所員 258名

◇共同研究グループ

1「米国刑事法の動向の研究」(堤 和通) / 2「犯罪学・被害者学の比較研究」(四方 光) / 3「憲法裁判の基礎理論」(畑尻 剛) / 4「法とコンピュータ」(津野 義堂) / 5「日独会社法の当面する問題の比較法的研究」(小宮 靖毅) / 6「英米の近時の刑事立法の研究」(中野目 善則) / 7「ドイツ刑事判例研究」(曲田 統) / 8「紛争解決の手続法的課題」(二羽 和彦) / 9「現代議会制の比較法的研究」(佐藤 信行) / 10「現代アメリカ商取引法の研究」(平泉 貴士) / 11「家族の現代的変容と家族法」(野澤 紀雅) / 12「金融取引に関

する比較法的研究」(伊藤 壽英) / 13「電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究」(福原 紀彦) / 14「アメリカ統一商事法典(UCC)研究」(伊藤 壽英) / 15「労使関係の現代的展開と労働法」(唐津 博) / 16「「権利」をめぐる法理論」(松原 光宏) / 17「法オントロジーの研究」(津野 義堂) / 18「21世紀におけるコーポレート＝ガバナンスの在り方」(大杉 謙一) / 19「少年法制の比較法的研究」(柳川 重規) / 20「国際法過程の研究」(宮野 洋一) / 21「環境法政策の国際比較研究」(牛嶋 仁) / 22「生命倫理と法」(只木 誠) / 23「日韓刑事司法制度の比較研究」(柳川 重規) / 24「日中公法の比較研究」(通山 昭治) / 25「多角的(および多数当事者間)債務関係の比較法研究」(遠藤 研一郎) / 26「弁護士と弁護士法の現在問題」(小林 学) / 27「英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究」(佐藤 信行) / 28「日本法の英語による情報発信に関する基盤辞書辞典研究」(佐藤 信行) / 29「高等教育に関する法と制度の比較研究」(早田 幸政) / 30「オーストリア共和国法の比較法的研究」(鈴木 博人) / 31「知的財産と情報に関する比較法的研究」(堀江 亜以子) / 32「アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究」(伊藤 壽英) / 33「サイバーセキュリティに関する研究」(中野目 善則) / 34「消費者契約法の比較法的研究」(宮下 修一) / 35「スペイン語圏法と日本法の比較研究」(目賀田 周一郎) / 36「会社法制のグローバル展開に関する比較法的研究」(三浦 治) / 37「比較行政法研究の歴史的分析と方法」(巨理 格) / 38「ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究」(滝沢 誠) / 39「国際関係法(私法系)の基本問題の研究」(檜崎 みどり) / 40「東南アジア諸国の刑法学の研究」(曲田 統) / 41「コモンウェルスにおける法と社会に関する研究」(山田 八千子)



オンライン会議システムを使った研究会の検討を行いました(2号館2013号室)

編集後記

今号では、COVID-19と国際交流に関する各所員からの最新かつ躍動感のある報告を掲載することができました。寄稿いただいた先生方及びとりまとめの事務室に感謝いたします。(牛嶋記)